

愛媛県地方局男女共同参画推進班規程

昭和59年4月1日訓令第8号

(設置)

第1条 地方における男女共同参画社会づくりの総合的かつ効果的な推進を図るため、地方局に男女共同参画推進班（以下「班」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 班は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会づくりの総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する事業の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること。

(職制)

第3条 班に班長を置き、地方局総務企画部長の職にある者をもつて充てる。

2 班に副班長を置き、地方局総務企画部総務県民課長の職にある者をもつて充てる。

3 班に班員を置き、別表に掲げる職にある者をもつて充て、又は委嘱する。

(職務)

第4条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

(庶務)

第5条 班の庶務は、地方局総務企画部総務県民課において処理する。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

- | | |
|----|-----------------------------|
| 1 | 地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長 |
| 2 | 地方局総務企画部地域政策課長 |
| 3 | 地方局健康福祉環境部地域福祉課長 |
| 4 | 地方局健康福祉環境部健康増進課長 |
| 5 | 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長 |
| 6 | 地方局産業経済部産業振興課地域農業室長 |
| 7 | 地方局産業経済部森林林業課長 |
| 8 | 地方局産業経済部水産課長 |
| 9 | 地方局建設部管理課長 |
| 10 | 地方局総務企画部支局総務県民室長 |
| 11 | 地方局健康福祉環境部支局福祉室長（南予地方局に限る。） |
| 12 | 地方局健康福祉環境部支局健康増進課長 |
| 13 | 地方局産業経済部支局商工観光室長 |
| 14 | 地方局産業経済部支局地域農業室長 |
| 15 | 地方局産業経済部支局森林林業課長 |
| 16 | 地方局産業経済部支局水産課長 |
| 17 | 婦人相談所長（中予地方局に限る。） |
| 18 | 高等技術専門校長 |
| 19 | 教育事務所長 |

附 則（平成11年4月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。